続

に異議あり!一農家の自家増

種苗法Q&A

せがあった。 2月号、4月号で取り上げたところ、読者から多くの問い合わ農水省が進める「種 苗 法」の施行規則改定について、本誌

反である」。そんなご意見もあった。の権利。基本的人権だ。自家増殖の原則禁止はつまり、憲法違ってたジャガ芽挿しは大丈夫?」などなど。「自家採種は農家「登録品種はもうタネを採っちゃいけないの?」「4月号に載

整理しつつ、問い合わせの一部をQ&A形式で紹介したい。をは、という指摘もあったので、今号では種苗法について改めて高そうだ。しかし、一部に誤解があったり、「内容が難しかっの自家増殖、原則禁止」という動きに、やっぱり農家の関心はさすが、タネや品種と日々向き合っているだけある。「農家さすが、タネや品種と日々向き合っているだけある。「農家



兵庫県姫路市の神崎一馬 さん(2月号)が自家採 種を続けるニンジンの 花。ニンジンは種子繁殖 性の植物だ(334ページ) (写真は神崎さん提供)

野菜

(26種類)

表 1 省令で定められた、農家が自 由に自家増殖できない野菜

(2018年3月15日時点)

アピオス属、オクラ種、**オ モダカ属**、カブ変種、カリ フラワー変種、キャベツ亜 種、キュウリ種、ケール変 コールラビ変種、**シシ** ウド属(トウキ除く)、ス イカ種、スマランサス属、 **セイヨウワサビ属**、ダイコ トマト種、ナス種、 ニンジン種、フダンソウ変 ブロッコリー変種、 ブ ロッコリー変種×ケール変 ホウレンソウ種、メキ ャベツ変種、メキャベツ変 種×ケール変種、メセンブ リアンテムム属、メロン種

※太字は2006年、それ以外は2017年に 指定された品目

ワケギ種

※果樹や草花、観賞樹、キノコも含めた 全リストは4月号337ページに掲載

農家の自家増殖は 自 違法なの? 家 採 種 ヤ わ き芽挿 原則自由 つ

だ

たいがいの作物は自家増殖が許されています。 そんなことありません。

続けることに不安を感じた人もいるようだ。 殖 農水省や種苗協会の は は つ きり 原 劕 首 しておかなけれ 由 言 ほとん W ば 分 どの ならな を読ん 野菜や果樹、 が、 で、 農家 ے ک 家 花 0 は 増 自家 ひ 殖 غ を

く問題

んな、

13 わけ

だ。

ただし、

禁止

気に増やし、

増 つ、

> 337 ~ は禁止品目に入って 殖が禁止 は、 クサイやエダマメなどのこと。 第16条) で定められ ここでいう品目とは、 ージに全品 種 自家増殖が 苗法によっ されて 冒 W ?認め る 7 を掲載)。 e V た 6 野菜」 自 な ħ 野 W 家増 な 菜で 0) 部 ジ W 0) 殖 0) ヤ 品 左上に、 0) が いえばトマト は、 ガ 一品目 ジ 認 目 7 ヤガ を挙げ め 種 Ė 6 ?芽挿 苗 へ バ 現時点で自家増 だけ れ 法 た 7 レ やナス、 0) しはまっ 13 であ 4月号 1 施 る シ 行 日 第 規 則 21 ハ

今後も毎年増やすつもりでい 農水省はこの 品目を去年

禁止 1) ス 1 10 つ た品

増や ゃ () け な () 0 目は

ごく一部の「登録品種」だけです。 大丈夫。 自家増殖できないの は

種 多そうだ。 トマトのわき芽挿しが禁止 は 殖が禁止されるの 禁止リストにト れまで通り自家増殖できる しかし、 マトや ご安心あ は 「登録品 ・ナスが され れ。 種 新たに た! ŀ だけ。 マ 1 加 と心 0 わ そ 中 0 n で 配 以 たこと L 外 た 自 0 家

メーカーはこれらの も紹介した通り、 んどが交配して育成された日 でも、 ネから育った次世代は形質がかなりバ こうも聞かれたが、 なぜかといえば、 品種 品目 最近 登録のない品種 (登録切れ含む) の品種は当然、 登録品種 (固定種) 自家増殖 禁止品目 最近のトマトやナスなどは、 (289種) F_1 登録品種(F1) 品種からもタネは採れるが、 ところがそうでもない。 農家 品種。 登録しているでし 登録のない品種 (登録切れ含む) じつは、 その他の品目 登録品種 (固定種 & F1) ラつく のだ。 ほとんどの 登録のない品種 そのほと ; ? 4月号で (登録切れ含む) 家庭菜園 (農家の自給 すべての品目 その 登録品種 畑も含む) (固定種 & F1)

> には 同 は じようには育たない。 2月号参照)。 お金がかかるからだ。 タネを採ったところで、 それに、 品種登録や毎年の 親とまっ 更新 たく

が、 ほとんど品種登録されていない ミニト 例 えば すべて登録され マ ŀ . О マ ŀ イエ でいえば 7 口 W 1 ない。 · /// /// // ° 桃太郎ピース」 ナスも台木品種以外は、 いずれも有名な品種だ Þ 「麗夏」、

1

禁止品目 もタネを採 の登録品 0 ちゃ 種 だ

A わき芽挿しはダメだけど、 タネ採りならOK。

ある。 イ種苗など、 こんな問い 合わせも来た。 F_1 0) 品種登録に積極的 数は少な なメ V) î が、 カ 1 夕 £

イコンなど、 の自家採種ならば問題ない 自家増殖が禁止された品 Ï F_1

結論からいうと、

卜

マトやナス、

丰

ヤ

ベ

ッ

P

つまり、 F_1 親とは記 品 種 同 lから採ったタネを播いて育てたF2 別の 品種の増殖とはいえない 形質を持 9 343 リジ 0) (F2はそも 図2 世

稳

図1 農家に認められている自家増殖

増やしたタネや苗の 販売・無償譲渡	新品種育成・研究の ための自家増殖	増殖した種苗による 収穫物の販売	自家採種やわき芽挿し (自家増殖)	
OK	OK	OK	OK	
ダメ	OK	ダメ	ダメ	
│	OK			
同名での販売はダメ	ÖK	ただし、親と同名で の販売はダメ	繁殖はダメ	`
OK	OK	OK	OK	\leftarrow
✓✓✓✓F₁ 品種を採種した場○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○<th>OK</th><th>ОК</th><th>ОК</th><th></th>	OK	ОК	ОК	
 (販売はダメ。) タダなら OK)	OK	ダメ (販売すると農家) 扱いとなる	OK	
ダメ	OK	ダメ (販売すると農家 扱いとなる	ОК	

[※]農家の自家増殖は、正規に入手した苗、穂木でスタートする必要がある

カーが育成したF品種

のタネを毎年買ってほ

そのうえで種苗協会としては、

Þ

0

ぱ

ŋ

X

1

という。

臣世代はどんな作物がとれるかもわ

から L

か 成 くれた香川県の農家は、 ないとの理由からだ。 に燃えてい らよいものを選抜していこうとしているそうだ。 中 確かに、その通りかも もちろん、 それで農家が安定した経営をできるとも思え 晚 生 0 F_1 る。 品種 育種のための自家増殖は自由だが 甘みがあって、 のタネを採って、 今、 しれない。 タマネギの新品種 貯蔵性も悪く しかし、 育ったF₂ 質問 0)

増殖には当たらないというわけだ。 そも品 それはもちろん、 タネ採りをしたところで、登録品 そうですよ。 F_2 は Fi とまっ

とは W えない)。 ということは 種の自 F_1 品 種

家

0)

た

なるというわけだ

(第71条の1)。

ると、それは虚偽の表示に当たり、

種苗法違反に

種になるので、

登録品種である親の名をつけて売

名で売ってもらっては困る。

だった。ただし、

F2世代の収穫物を親と同じ品

Fはあくまで違う品

く別物ですから」

と、これには、

日本種苗協会の

方々も

同

じ考え

[※]契約で自家増殖を制限されている場合、メリクロン培養など別な作業を経て増殖する場合、

キノコの種菌を培養センターなどで増殖する場合は、自家増殖に利用許諾が必要

この農家は、育種しながら、その過程でとれたタマネギ とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたのでは困 とれたタマネギを売っちゃいかんといわれたタマネギ

Q 種苗法は関係ないんでしょ?

| 増やした登録品種の種苗販売はダメ。 | 自給畑の自家増殖は原則自由。

売するのはダメ(販売すると農家扱いとなる)。増やしただし、あくまで家庭菜園なので、とれた収穫物を販食べられる。それは、作物を育てる人々の特権である。非農家だけでなく、農家の自給畑も同じ扱いだ。非農家だけでなく、農家の自給畑も同じ扱いだ。

は、タダであげるのもダメだ。 たタネや苗を販売するのもダメ。登録品種のタネや苗

わかりやすくしてほしい「増殖できない品種」を

Qどれが登録品種かわからない。

A 確かにわかりにくい。

るが、そのうち登録されているのはわずか728品種し野菜でいえば、現在9000品種以上あるとされてい

「どこにも書いてない」ということが多いそうだ。年分のタネ袋をひっくり返してみたという人もいたが、種か否か、とてもわかりにくいからだ。なかには過去10その確認方法に関する問い合わせも多かった。登録品

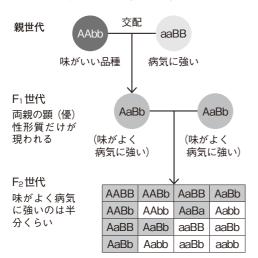
増殖できるわけだが、事前の確認は必要だ。

かない(17年3月時点)。つまりほとんどの品種は自家

農水省のホームページにある「品種登録データ検索」の登録品種に記載されているわけでもない。録品種(または登録出願中の品種)だが、現状、すべて「PVPマーク」(左ページの図3)がついていれば登

稳

図2 F1品種のしくみ



※持たせたい品種特性が2つだけの場合。 実際にはもっと多くの特性を持たせるため 親とまったく同じ個体は生まれない

4 13 0) で 記載を義 水省 現状 7 3 8 は 0) Ī 務 知 L 6 付け 的 か 1 たな 財 るべ $\underbrace{\overset{6}{9}}_{\circ}$ 産 W 課 きだ 電 わ 必ず調べて教えてくれ 9 話 か たの 6 L な 7 か 聞 W b 13

だ は 称は

(タキ

1

種苗

力 称

夕

口

グ

に登録

品種名称を掲載

そ

0) T

品

名 は

> を ع

知ら

なけ

n

ば、

検 検

索でき 索シ 検索 品

欄にその

名を打ち込ん

でも、

なにも表

示され

な

61 61

0

は C

Ĕ

ウ

Ź桃

太郎

は流

通

で、

登録され

た品 ス テ

種

名

Τ

M 種

0

4

5

4

う。

農 名

水省

0)

種

な

0)

出

願

品 例えば う人

種

0)

名

称

または

そ

読

み

ح

う

ハ

ゥ

ス

桃 Ò

太郎

は

登 手

録 が

とは

11

えなな

4

で 13

検 11

して

み

e V

b

13 C F

た

が

こちらも

使

勝

殖 てもら てるようなもん 確 禁止 か n で きな なにこ Ľ 項 や、 た 11 0) 目 品 点 交通 *i y* は 自分 目 は、 じ を 種苗法 ル 農 増 ゃ で苦労して調べてくださ 1 ない?」。 Ŕ 水省と種苗業界に一 ル す 0 が 前 施 変 K 行規則を変えるなら、 わ 0 そう憤る農家も 品 夕 7 ネ袋や 禁止 種 L 7 n ほ ic な つ 項 L 苗 刻も早く 目 11 13 が 7 P 増 は TEL 14 V 0 ż 0 た。 ま 3 ぜ P 7

家

図3 PVPマーク



PVP は植物品種 保護の略で、登 録品種(または 登録出願中)を 示す

るはず

77

Q「キャベツ亜種」ってなんのこと?「ブロッコリー変種」

A どうやら、表記の仕方を誤っているみたいだ。 ブロッコリー、キャベツのこと。

33ページの自家増殖禁止品目リストをもう一度見てほの野菜のことだろうか。確かに気になる表現だ。ブロッはいったいなんなのか。確かに気になる表現だ。ブロッ「オクラ種」や「キュウリ種」ならわかるが、「ブロッ「オクラ種」や「キュウリ種」ならわかるが、「ブロッ「オクラ種」や「キュウリ種」ならわかるが、「ブロッにいったいなんなのか。確かに気になる表現だ。ブロッはいったいなんなのか。確かに気になる表現だ。ブロッな野菜のことだろうか。

くわからなかった。と考えればいい、とのこと。なぜ「変種」なのかは、よれらはそれぞれ「ブロッコリー」「キャベツ」のことだれらはそれぞれ「ブロッコリー」「キャベツ」のことだ

いいはず。学名に合わせて表記するのであれば、『ブロりかもしれません。たんに、『ブロッコリー』と書けばすると、「それは学名の記載に関する勘違いからくる誤究者、元京都府立大学の藤目幸擴先生にも聞いてみた。やっぱり気になったので、アブラナ科植物に詳しい研

という。 ッコリー(キャベツ類の変種)』とするべきでしょう」

リーは、その変種というわけだ。

Definition of the property of the property

ルにわかりやすくしてほしいものだ。とにかく、農家が混乱しないよう、和名表記はシンプ

禁止品目をもう増やさないでほしい

Q 栄養繁殖した 禁止品目に、

ダイコンが加わったのはなぜ?栄養繁殖しないニンジンや

A なんだとか。しかし、「メリクロン培養が実用化しそうだから」

サイなどの23品目に限っては、農家であっても自家増殖一部改定された1998年。そこで初めて、バラやアジ農家が自家増殖できない品目ができたのは、種苗法が

挿し芽で増やす話など、

聞いたことがない。

で、 そんな理由があったのだ。 まらないから、栄養繁殖できる品目だけは禁止しよう。 パ に大量にできるから。例えば多くの花では、 ていたのは、 クローンだ(まれに突然変異して枝変わりが生まれ 対し、栄養繁殖の場合は親から「分身」するだけなの 種子繁殖の場合は両親の遺伝子を半分ずつ受け継ぐのに などが該当する。ニラの株分けや果樹の接ぎ木もそう。 切って増やすジャガイモや、枝を挿し木して増やす花木 枝や芽などによって個体を増やすこと。例えば種イモを 物はすべて自家増殖が許されていたのだ。 殖)で増やせる植物だった。種子繁殖(有性生 できないことになった。 イコンまで禁止されてしまったのか。 なふうに一気に大量にコピーされたのでは育成者がた スパ切って、ポンポン土に挿しておくだけでい これまで、 ちなみに栄養繁殖とは、 基本的に遺伝子も親と同じ。その子供は、 れがなぜ、 去年の改定まで、そのすべてが栄養繁殖 親と同じものが、 自家増殖の禁止を栄養繁殖性植物に限定し 種子で増えるはずのニンジンやカ 品目数は2006年に 種子ではなく、 種子繁殖と比べて短期間 ニンジンやカブを イモ 茎や葉をス いわゆる

る)。

含む)」に変わっていた。 禁止品目を選ぶ際の基準も、 家増殖を禁止してもいい。農水省はそう考えたわけだ。 だからニンジンも栄養繁殖性植物の仲間入り、つまり自 す技術で、 メリクロン増殖ができるみたいなんですよ」という答え。 な方法では増殖が難しい植物で、 「メリクロン増殖」とは、生長点の組織を培養して増や これ そんな技術がニンジンにも応用されようとしてい (種子繁殖と栄養繁殖の両方が行なわれている植 Ŕ 栄養繁殖の一種だ。例えばランなど、 農水省に聞いてみた。すると、「ニンジンも いつの間にか「栄養繁 活用されている。 る、

Þ

球

根

殖 (無性

増え

生

にも「イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の作 が必要だから注意せよ、とご丁寧に書いてある。 業過程を経て増殖する場合」は、 は、もともと認められていない。農水省のパンフレット しかし、メリクロン培養は 「農家の自家増殖 農家でも権利者の許 として

家増殖には当たらない。 など特殊な技術で増やすのは禁止。 で栄養繁殖させるのはかまわない。しかし、 ということは、 イチゴは禁止品目に入っていないので、ランナー あくまで自然なやり方に限るというわ ニンジンのメリクロン増殖も農家 そんな技術が実用化されよう 農家の自家 け メリクロン 増 の自

ブ、

ダ

(枝

する 禁止品目に入れる必要はないはずだ。 理由」 は、 成り立たないといえる。 農水省の説明

則禁止」にしたいんだろうか。 る植物」となってしまうはず。農水省は、これまでのル ールを無理やり捻じ曲げてでも、 殖性植物が「種子繁殖と栄養繁殖の両方が行なわれて できる」というのであれば、 メリクロンなどの組織培養をもって「栄養繁殖 おそらく、すべての種子繁 農家の自家増殖を 原

異議あり! 「農家の自家増殖、 どうすればいいの? 原則禁止」に

そして、声を挙げよう。 自家採種しよう。 わき芽挿しで増やそう。

会の方々も、 ーだって、農家に喜んでもらいたい、アッとい いい品種は、 自家増殖、 2月号や4月号を読んで電話をくれた農家は、全員、 毎年発表される新品種はみんな楽しみにしているし、 育成者の権利を侵害しようなんて考えていなかった。 そんな思いで育種に取り組んできたはずだ。 原則禁止」に反対だった。そして、誰も 仲間に購入を勧めたりもする。種苗メー 確かにそんな話をしていた。農家と種苗メ わせ 種苗協 た

表

表2 会	6年追加される予定の品目		
野菜	アサツキ、タイサイ、サイ シン、セルリー、ユウガオ		
草花	アニゴザントス、オシロイ バナ、オダマキ、キンギョ ソウ、グロクシニア、スイ センネモフィラ、ハラン、 ヒナギク、ルドベッキア等		
観賞樹	アセビ、イボタノキ、ジン チョウゲ、センダン、ソネ リラ、ドリクニウム、マン サク、レンギョウ等		
キノコ	エノキタケ、エリンギ、ナ メコ、ヌメリスギタケ、ブ ナシメジ等		

※農水省は毎年、禁止品目を増やして いく意向

カーとは、 本来、そういう関係性なんじゃないだろう

か。

1

で農家の権利を「育成者権の例外」としてきちんと認め てきた。禁止品目を最低限の栄養繁殖性植物に限定して 種苗法もこれまでは、 育成者の権利を守りつつ、 一方

権者 だって、果たして栄養繁殖性といえるだろうか。 前述のニンジンやカブはいわずもがな、 きたのも、そうした両者への配慮がうかがえる。 しかし担当者が変わったのか、今回の改定は、 マト (種苗メーカー) への配慮がより強く感じられ は確かにわき芽挿しで増やしやすい ナスやキュウリ が、 それ 育成者 3

営利栽培している農家が、

いったい何人いるのか。

タネ

(346)

けだ。 で、農水省は、 りーを登録出願中だが、他は現在、 不可解だ。タイサイとサイシンは山口県などがはなっこ うこっそり打ち明けてくれた。 ら立てたりしませんよ」。とある種苗関係者だって、そ を買って育てて、わき芽からオマケをもらう。 い。これは「いずれ、 い、そんな程度じゃないだろうか。 「べつにそれくらい、黙ってやっててくれれば、 そして、今年追加される品目 いもしない育成者の権利まで守りたいわ 誰かが登録した時のため」だそう (右ページ下)もじつに 登録品種が一つもな

はどうしたらいいのか――。 では、「自家増 農水省は「自家増殖の慣行がほとんどない植物」 殖 原則禁止」 の動きに反対する農家 な

> もの」から、 つまり、 ど、「自家増殖を制限しても生産現場の混乱が限定的な 自家増殖が少ない品目から禁止するというわけ 順次禁止リストに追加していくつもりだ。

せい

ぜ

目くじ

だ。

農水省に届けるべきなんじゃないだろうか。 が自立するための技術であり、文化であるという声を、 ん種苗法はきちんと守る。そのうえで、自家増殖は農家 とわき芽挿しするしかないんじゃないだろうか。 となると、農家はもっと自家採種するしかない。 もちろ もつ

※種苗法と農家の自家増殖については、『現代農業』 2月号、 編集部では、引き続きご意見を募集しています。 編

ださい。 月号の他、 今号と同時発売の『季刊地域』 33号もぜひご覧く